

津山市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、その管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ健全な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する歳入に係るものをいう。
- (3) 強制徴収債権 公債権のうち、法第231条の3第3項に規定する分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入に係るものをいう。
- (4) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権、法第240条第4項第3号から第8号までに掲げる債権及び地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号の地方団体の徴収金に係る債権を除いたものをいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）は、法令、条例及び規則又は同法第10条に規定する企業管理規程（以下「規則等」という。）の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するために、規則等で定める事項を記載した台帳を整備しなければならない。

(督促)

第6条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるとき

は、法令、条例及び規則等で定めるところにより、これを督促しなければならない。

(督促手数料)

第7条 市長は、前条の規定により督促状（公債権に係るものに限る。）を發したときは、督促手数料として1通につき80円を徴収する。

(延滞金)

第8条 市長は、納期限後にその納付すべき公債権に係る歳入の納付があつた場合においては、当該納付金額（次項において「納付金額」という。）にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

2 前項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる納付金額に1,000円未満の端数があるとき、又は納付金額が2,000円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てるものとし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てるものとする。

3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 市長は、第6条の履行期限までに納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、第1項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

(滞納処分等)

第9条 市長は、第6条の規定による督促（強制徴収債権に係るものに限る。）を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る第7条の督促手数料及び前条第1項の延滞金について、地方税の滞納処分の例により滞納処分をしなければならない。

2 市長は、強制徴収債権の徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止については、法令、条例及び規則等の定めるところにより、これを行うものとする。

(強制執行等)

第10条 市長は、第6条の規定による督促（非強制徴収債権に係るものに限る。）をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる非強制徴収債権の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置をとらなければならない。ただし、第13条に規定する徴収停止の措置をとる場

合又は第14条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている債権（保証人の保証があるものを含む。）当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手段をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）強制執行の手段をとること。
- (3) 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）訴訟手段（非訟事件の手段を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第11条 市長は、非強制徴収債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第14条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第12条 市長は、非強制徴収債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、非強制徴収債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手段をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第13条 市長は、非強制徴収債権であつて履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価

額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。
(履行延期の特約等)

第14条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
(5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(次条第1項及び第16条において「損害賠償金等」という。)に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。
(免除)

第15条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除すること

ができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(債権の放棄)

第16条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができる。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。
- (2) 債務者が死亡し、その相続が開始された場合であつて、限定承認があつたとき又は相続人が不存在のときにおいて、その相続財産の価額が、強制執行の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の有する債権（金銭の給付を目的とするものに限る。）の額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 債権（時効による消滅について時効の援用を要するものに限る。）の時効の期間が経過したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。
- (4) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている状態又はこれに準ずる生活水準にある状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても弁済の見込みがないと認められるとき。
- (5) 第10条各号又は第12条各項の規定による強制執行等又は債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されない債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済の見込みがないと認められるとき。
- (6) 第13条の規定による徴収停止の措置をとった債権について、相当の期間を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当と認められるとき。

(議会への報告)

第17条 市長は、毎年度、前条の規定による非強制徴収債権の放棄の状況を

取りまとめ、議会に報告しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(津山市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の廃止)

2 津山市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例(昭和34年津山市条例第22号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に、前項の規定による廃止前の津山市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(延滞金の割合等の特例)

4 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(津山市国民健康保険条例等の一部改正)

5 次に掲げる条例の規定中「津山市税外収入金を期限内に完納にしない場合における徴収条例(昭和34年津山市条例第22号)」を「津山市債権管理条例(平成29年津山市条例 号)」に改める。

(1) 津山市国民健康保険条例(昭和44年津山市条例第14号)第24条

- (2) 津山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年津山市条例第17号）第13条第4項
- (3) 津山市介護保険条例（平成12年津山市条例第18号）第11条
- (4) 津山市後期高齢者医療に関する条例（平成19年津山市条例第50号）第5条